

報道関係者 各位

令和3年11月30日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 存
産業安全専門官 田川 健志
(電話)018-862-6683

秋田労働局長による「年末公開安全衛生パトロール」を実施します

『令和3年度建設現場年末無災害運動』を展開

～ 12月に東北6労働局の局長が現場のパトロールを実施 ～

秋田労働局（局長 川口秀人）は、冬季における建設現場での死亡・重篤災害を防止するため、建設現場パトロールを下記により実施します。

秋田県内の建設業における休業4日以上労働災害による死傷者数は、10月末現在で187人と前年同期に比べ42人（29.0%）の大幅な増加となっており、さらに死亡者数も3人と全産業の半数を占める状況であり、非常に憂慮すべき事態となっています（資料1、資料2）。

このような状況を踏まえ、秋田労働局及び各労働基準監督署では、県内の建設事業者に対して、労働災害防止対策徹底のための建設現場への指導を強化していますが、これから年末にかけて降雪や凍結などの影響による作業環境の悪化に加え、工期を意識しての工事の輻輳化など危険リスクが高まる傾向にあります。

このため、秋田労働局では建設現場における死亡・重篤災害防止に向けて、「令和3年の年末も笑顔で過ごそう」をスローガンに、12月1日から同月31日までを「建設現場年末無災害運動」を行う期間とし、建設現場における労働災害防止対策の徹底を図ることとしました。

期間中、県内の各労働基準監督署では工事施工業者に対し指導及び啓発を行うほか、秋田労働局長が下記により建設現場パトロールを実施します。当日はこの建設現場パトロールを公開します。

なお、12月1日～15日までの間に東北6県の労働局長による建設現場パトロールを一斉に行うこととしています。

報道機関の皆様におかれましては、労働災害防止及び建設現場の安全意識の高揚に向けた行政の取組について、関係者をはじめ広く県民に浸透されるよう、取材・報道をお願いします。

記

1 日 時 令和3年12月2日（木）午前10時00分～午前12時00分

- 2 場 所 秋田市川元松丘町 4-30
- 3 施 工 者 清水・佐々木・長谷駒・羽後・又ノタ二建設工事共同企業体
- 4 工 事 名 市立秋田総合病院新病院建設工事
- 5 工事概要 医療棟 SRC 造 地上 13 階
支援棟 SRC 造 地上 4 階
延床面積 30,294.35 m²
工期：令和2年4月1日～令和4年6月30日
- 6 パトロール実施者
秋田労働局長ほか労働局・秋田労働基準監督署職員 6名
建設業労働災害防止協会秋田県支部役員 3名
- 7 集合場所 秋田市山王 5-6-20（秋田土建（株）秋田支店ビル 2 階、現場事務所）
（集合場所とパトロールの場所が離れておりますのでご注意ください）
- 8 取材申込みについて
- ・ 取材を希望される方は、前日（12/1（水））の午後3時までに秋田労働局健康安全課〈018-862-6683〉（安全専門官 田川あて）にご連絡ください
 - ・ 当日は安全帽（ヘルメット）は各自持参願います。
 - ・ なお、当日は、午前9時50分までに上記7の集合場所にご来場ください。
 - ・ 集合場所には、駐車場がありませんので、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用くださるようお願いいたします。

資料1 令和3年労働災害発生状況（10月末）

資料2 令和3年死亡災害発生状況（10月31日現在）

現場案内図



施工場所は、既存の「秋田市立総合病院」の南側にある旧駐車場跡地です。

(10 月末)

(令和3年11月9日作成)

資料 1

労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計したもの。死亡は内数。

令和3年 死亡災害発生状況（令和3年 10 月 31 日現在）

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	大館	2 月	木材伐出業 (6-2-1)	70 歳代 (50～60 年)	墜落、転落	その他の 環境等	労働者 2 名（うち 1 名が被災者）がフォワーダの荷台に乗り目的地まで移動した。フォワーダは積もった雪（走行路面からの高さは約 1m）の横に停車し、被災者は荷台からその積もった雪の上に降車した。被災者はフォワーダの前方の走行路面上に転落し、その直後動き出したフォワーダに轢かれたものと推定される。
2	能代	6 月	製材業 (1-4-1)	60 歳代 (1 年未満)	激突され	その他の木材 加工用機械	リングバーカーを使用した杉丸太の皮剥ぎ作業において、被災者は丸太の押さえローラーを上げた状態で作業中、加工しようとした杉丸太（直径 24cm、長さ 3.7m）が加工用カッターに接触したはずみで動揺し、被災者の右わき腹に激突したものと推定される。
3	大曲	7 月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60 歳代 (10～20 年)	感電	送配電線等	個人住宅の軒の補修工事において、被災者が破損した軒を足場上で補修する作業中、足場上にあった電柱から住宅へつながる引き込み線（電線）をくぐり抜けようとした際に、引き込み線の配線の被覆が剥がれていた個所に首が接触したことにより感電したものと推定される。
4	本荘	8 月	その他の 製造業 (1-17-9)	50 歳代 (1～5 年)	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	被災者は一人で土壤改良材の製造作業を行っていたところ、土壤改良材を袋詰めする自動充填機の水平方向に可動する部分と当該機械のフレームとの間に胸部を挟まれた。
5	横手	9 月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70 歳代 (1～5 年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者は、作業現場で発生した廃材を産廃処理場へ軽トラックで運搬・積み下ろした後、作業現場に戻るため道路上を走行し交差点（信号有）を右折したところ、対向車線を直進してきた軽乗用車と衝突した。
6	能代	10 月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70 歳代 (20～30 年)	墜落、転落	足場	被災者は、社会福祉施設 1 階の軒天井を改修するために設けた足場の作業床上（高さ約 1.9m）もしくは、足場の昇降設備上から、コンクリート地面に墜落し頭部を強打したものと推定される（災害発生時は保護帽未着用。）。

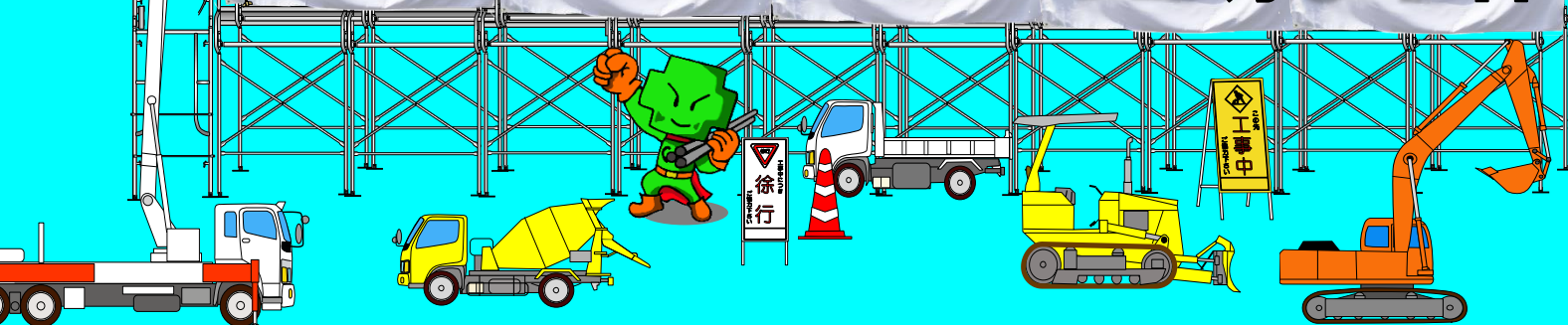


安全第一

建設現場 年末無災害運動

～ 令和3年の年末も笑顔で過ごそう ～

令和3年 **12月1日～12月31日**



無災害で
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署

秋田労働局建設現場年末無災害運動(令和3年12月)実施要項

1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を、「建設現場年末無災害運動～令和3年の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

2 現場における重点実施事項

1 経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や安全帯の使用の徹底
- ② 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ③ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ④ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立解体時における墜落防止対策を徹底
- ⑤ 平成31年2月施行の適切なフルハーネス型安全帯の使用
- ⑥ 保護帽(ヘルメット)の着用の徹底

3 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 密集、密接、密閉とならない各種対策の徹底
- ② 検温、手洗い、手指消毒等の実施、マスクの着用等
- ③ 休憩所、更衣室などの場所または飲食時等における感染防止対策の実施と労働者への注意喚起

4 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時における、つり荷下への立ち入り禁止措置の徹底



5 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底

6 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

7 感電災害の防止

- ① 停電作業または電路の移設、電線等の防護等
- ② 適切な器具の使用、保護具の着用等

8 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

